

アーキビスト認証委員会（第17回） 議 事 次 第

日 時：令和4年11月30日（水）
10時30分～16時30分
場 所：国立公文書館4階会議室

議題

- （1）令和4年度認証アーキビスト申請に係る審査
- （2）アーキビスト認証に係る拡充検討について
- （3）その他

配付資料

資 料 1	認証アーキビスト審査リスト（案）
資 料 2	認証アーキビスト申請書等（写し）
資 料 3	令和4年度認証アーキビストの審査に係る確認事項
資 料 4	認証の可否の通知について（案）
資 料 5	認証アーキビストの各要件に係る該当性の確認ポイントについて（案）
資 料 6	アーキビスト認証に係る拡充検討について
資 料 7	「認証アーキビスト実態調査結果」報告会における意見交換概要

アーキビスト認証に係る拡充検討について

1. 経緯

「アーキビスト認証に関する基本的考え方」（令和元年 12 月、アーキビスト認証準備委員会※ 1）において、「認証アーキビストへの社会的理解を深め、その活躍の場を拡げるため、「准アーキビスト」（仮称）の速やかな導入を目指す」ことが示されたことを受け、アーキビスト認証委員会にて検討を開始。その後、政府からの求め※ 2 も受け、関係機関からの意見※ 3 を踏まえ、令和 4 年 9 月の第 15 回同委員会において、「認証アーキビストの一要件である専門的知識・技能等を有した者を公的に認める仕組みを設け、専門人材育成の道筋を示し、その育成環境の充実及び専門人材の定着を図る」ことを目的とし、立案を進めることとなった。

※ 1 日本アーカイブズ学会、全史料協、国文学研究資料館からの推薦者（会長等）、長年に亘り専門職問題に取り組まれてきた有識者等によって構成。

※ 2 国立公文書館の令和 3 年度・4 年度目標には「アーキビスト認証の拡充に向け、内閣府や関係機関と連携し、検討を行うこと。」と記載された。

※ 3 令和 3 年 4 月に全国公文書館長会議構成館を対象に実施した「アーキビスト認証の実施と拡充に関するアンケート」における問「実務経験は無いが、知識・技能等を修得した者に資格を付与することは必要か」について、「はい」「どちらかといえば、はい」の回答が合わせて約 6 割となった。

また、令和 4 年 7 月に実施した高等教育機関・研修機関等を対象とした調査・意見交換では、大学院等において知識・技能等を修得した者を「准アーキビスト」（仮称）として認める仕組みが必要との意見を得た。

2. 拡充の方針

1) アーキビスト認証に係る拡充の方向性（別紙 1）

- ・ 目 的：専門人材育成環境の充実及び専門人材の定着
- ・ 仕組み：アーキビスト認証の仕組みに沿って実施
- ・ 認証アーキビストへの段階的な育成を想定

2) 「准アーキビスト」（仮称）骨子案（別紙 2-1、2-2）

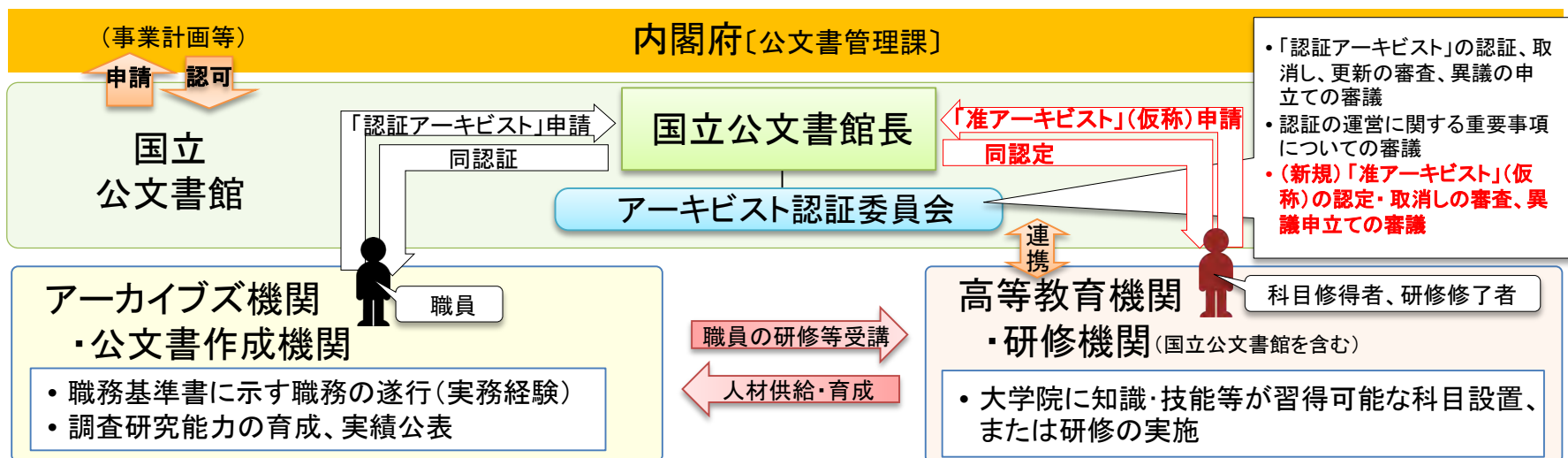
3. 今後の進め方（予定）

令和 4 年	12 月	高等教育機関等へ「准アーキビスト」（仮称）骨子案を説明
令和 5 年	1 ～ 2 月	全国公文書館長会議構成館等の関係機関へ同案を説明
	3 月	同案の策定
	4 月～	同案に沿って具体化を検討
	(9 月～12 月	認証アーキビストの申請・審査・認証)
令和 6 年	1 月	規則・細則類の策定
	3 月	運用開始
	4 月	「准アーキビスト」（仮称）の第 1 回認定

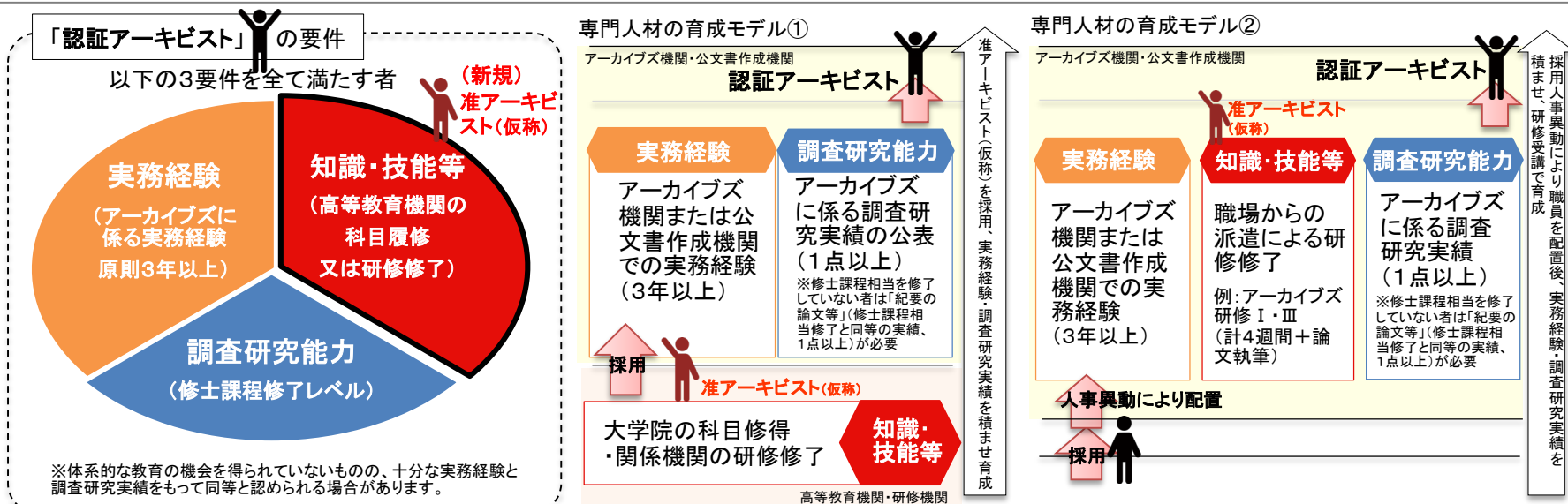
目的

「アーキビスト認証の実施について」(令和2年3月24日、国立公文書館長決定)に基づくアーキビスト認証の取組を推進するため、認証アーキビストの一要件である専門的知識・技能等を有した者を公的に認める仕組みを設け、専門人材育成の道筋を示し、その育成環境の充実及び専門人材の定着を図る。

仕組み



専門人材の育成モデル



「准アーキビスト」（仮称）骨子案

1 目的

「アーキビスト認証の実施について」（令和 2 年 3 月 24 日、国立公文書館長決定）に基づくアーキビスト認証の取組を推進するため、認証アーキビストの一要件である専門的知識・技能等を有した者を公的に認める仕組みを設け、専門人材育成の道筋を示し、その育成環境の充実及び専門人材の定着を図る。

2 位置づけ

国立公文書館が実施する「アーキビスト認証」（内閣府が事業計画認可）の一環として実施

3 名称

「准アーキビスト」（仮称） 別紙 2 - 2 で検討

4 実施者（事業主体）

国立公文書館

5 認定者

国立公文書館長

6 対象者及び要件

認証アーキビスト審査規則第 3 条（1）イ 知識・技能等を修得していること。

7 申請及び審査

認定を受けようとする者は、国立公文書館長に所定の申請書類を提出する。

アーキビスト認証委員会は、国立公文書館長からの審査依頼について、申請書類に基づき認定の可否について審査する。

8 認定

国立公文書館長は、アーキビスト認証委員会の審査において要件を満たしていると認められた者を、「准アーキビスト（仮称）名簿」に登録し、その旨を申請者へ通知する。

9 その他

- ・登録料は徴収しない。
- ・認定証・カードは発行しない。
- ・認定の有効期間は無期限。

【参考条文等】

○認証アーキビスト審査規則（抜粋）

（認証の要件）

第3条 前条に規定する認証について、職務基準書に示されたアーキビストとしての専門性を有すると認めるのは、次の各号のいずれかの場合とする。

（1）次に掲げる要件の全てについて、それぞれ次に定める基準に達していると認めるとき。

イ 知識・技能等 職務基準書に示された知識・技能等について、別表1に定める内容の大学院修士課程の科目を修得し、又は同程度と認められる関係機関の研修を修了していること。

ロ 実務経験 職務基準書に定める職務に知識・技能等を活かして、3年以上従事した経験を有していること。

ハ 調査研究能力 修士課程相当を修了しアーカイブズに係る調査研究実績を1点以上有すること、又は修士課程相当を修了していない場合は、アーカイブズに係る調査研究実績及び紀要の論文等を各1点以上有すること。

○認証アーキビスト審査細則（抜粋）

第2条 審査規則第3条第1号の「大学院修士課程の科目」とは、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）の施行後に実施された次の各号に掲げる大学院修士課程の別表1に定める科目とする。

- （1）学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻
- （2）大阪大学アーキビスト養成・アーカイブズ学研究コース
- （3）島根大学大学院人間社会科学研究科認証アーキビスト養成プログラム
- （4）昭和女子大学大学院生活機構研究科生活文化研究専攻アーキビスト養成プログラム
- （5）東北大学大学院文学研究科認証アーキビスト養成コース
- （6）その他大学院修士課程でアーキビスト認証委員会（以下「委員会」という。）が認めた課程

2 審査規則第3条第1号の「関係機関の研修」とは、公文書管理法の施行後に実施された次の各号に掲げるものとする。

- （1）国立公文書館アーカイブズ研修Ⅰ及びアーカイブズ研修Ⅲ
- （2）大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館アーカイブズ・カレッジ（長期コース）
- （3）その他関係機関の行う研修で委員会が認めた研修

「准アーキビスト」（仮称）の名称案

1. 議論の前提

「認証アーキビスト」への段階的な育成につながる資格であることを示す名称とする。

2. 前回までの議論

- ・「准」という言葉は意味が少し広過ぎる気がする。（中略）ここでいう「准アーキビスト」とは、まだ資格ではないというイメージがある。資格を与える候補者というところまでは行っているのかなと思う。そういうことを正直に表せば、名称は、「認証アーキビスト候補資格保有者」ということになるであろうと提案をさせてもらった。（福井委員）
- ・名称について、「准アーキビスト」が広過ぎるならば、「准認証アーキビスト」というのはいかがでしょうか。認証アーキビストの域には達していないけれども、それには準じているというのであれば、素直にいけば「准認証アーキビスト」なのではないか、そういう名前もあり得ると思う。（太田委員）

3. 「准アーキビスト」以外の候補名称

候補名称	准認証アーキビスト	認証アーキビスト補
字義説明 『日本国語大辞典』第二版	「 <u>准</u> 」 ①正式なものにつぐ。なぞらえる。「準」の俗字。/准擬、准尉、准后 ②ゆるす。許可する。/批准、准行	「 <u>補</u> 」 ①足りないものをたす。おぎなう。/補充、補足 ②たすける。たすけ。/補佐、補助 ③官職を授ける。/補職、補任 ④ <u>正式の職につく前の役柄。見習い。</u> /候補、警部補、次官補
メリット	・「教授」「准教授」と同様に、高い専門性を有する人材であるイメージを与えやすい。	・「認証アーキビストの候補者」としての位置づけに沿った名称となる。
デメリット	・「認証アーキビストの候補者」としての位置づけが認識されにくいのではないか。 ・「認証アーキビスト」の一要件を満たしているが、実務経験や調査研究能力がまだ十分に備わっていない候補者に対する名称としては、高すぎないか。	・「学芸員補」「司書補」と同様に、「認証アーキビストを補助する者」と誤解されやすいのではないか。 ・高い専門性を有するイメージを与えにくいのではないか。

【参考条文等】

○博物館法（抜粋）

（館長、学芸員その他の職員）

第四条 〔１～３略〕

- ４ 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。
- ５ 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。
- ６ 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

○図書館法（抜粋）

（司書及び司書補）

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- ２ 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- ３ 司書補は、司書の職務を助ける。

○学校教育法（抜粋）

第九十二条 〔①～⑤略〕

- ⑥ 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
 - ⑦ 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 〔⑧～⑩略〕

○保健師助産師看護師法（抜粋）

第五条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第六条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行うことを業とする者をいう。

「認証アーキビスト実態調査結果」報告会における意見交換概要

日 時：令和4年9月10日（土）13：30～14：40（うち意見交換は14：05～14：40）
場 所：オンライン配信（Zoom）
参 加 者：認証アーキビスト62名、事務局員5名

○司会（国立公文書館）

- ・最初に、複数機関での勤務経験のあるAさんから、今回の調査結果に関してご感想をいただきたい。

○認証アーキビストA

- ・今回の調査結果において一番関心を持ったのが、問46「今後、認証アーキビストの更新にあたり、懸念事項や問題はありますか。」である。結果を見て、機会や場の必要性を強く感じた。アーキビスト認証の仕組みでは、アーカイブズ機関に就業していれば実務経験が得られ、かつ調査研究実績を公表できる場が増え、認証の更新ができる。逆に、本人に更新の意欲があっても、アーカイブズ機関に就業していないと、実務経験を積む場や発表の機会が限定されてしまう。そこに対して皆さんがやや不安を感じているのではないかと思った。これは更新だけの問題ではなく、新たに認証を受けたい人も同様に、場や機会の有無で、認証を受けられる、受けられない者が出てくると思う。アーカイブズの間を創出していく、確保していくということが、アーキビスト全体、アーキビスト認証に対して非常に大きな課題だと思う。
- ・また、問39「アーカイブズに係る調査研究実績を公表できる媒体や機会がありますか。」の回答では、約90%の方が「ある」と回答している。しかし、問46の自由記述では、調査研究実績の発表の機会が少ないため更新が不安という回答が少なからずあった。この回答のミスマッチの原因がどこにあるのか、今後解きほぐしていく必要があると感じた。
- ・そのためにも、我々認証アーキビスト自身もこのデータをもとに、もう少し区分けした分析をしていく必要がある。例えば、専門職員としてキャリア形成するアーキビストと、行政内部で人事異動を伴いながらキャリア形成するアーキビスト、また今回の調査結果からはみえづらいが、収集アーカイブズに特化した施設で働いているアーキビストでは、それぞれ環境や課題が大きく異なってくると思う。専門職員のアーキビストには非正規雇用の問題、一般的な行政職のアーキビストには人事異動により直線的にキャリア形成できないなど、それぞれ課題があるように思う。これらを我々自身の問題として捉え、今回のデータを分析して、どのような課題があり、今後どのように解決していくのかを考えることは、我々認証アーキビストの責務であると思う。

○司会

- ・アーキビストとして働く、または成果を公表する場について、またキャリア形成の問題等についての話があったが、これらの点も含め、ご意見はないか。

○認証アーキビストB

- ・一点質問がある。今回の調査結果について、自由記述はすべての意見を載せているのか。

自分の意見が載っておらず意見の取捨選択が行われたように感じた。なお自由記述には、固有名詞や他者への批判等は一切記入していない。

○司会

- ・自由記述は取捨選択せず、漏れなく掲載している。なお、個人が特定されるような情報については、趣旨を違わない範囲で修正を加えている。
- ・手が挙がらないようなので、近年、専門職問題についてご発言されているCさんから感想をいただきたい。

○認証アーキビストC

- ・今回の調査は、画期的なものと感じた。豊富な自由記述欄を含めて、様々な関係者がこのデータをもとにアーキビストの現状と今後の課題を論じることができるように思う。
- ・個人的に関心を持った点は、自身が地方公文書館に勤務しているため、地方自治体における働き方についてである。問17「雇用形態（身分）」では、地方自治体勤務のうち48.3%が会計年度任用職員である非常勤であった。この点について、比較すべきデータとして平成25年に全国歴史資料保存利用機関連絡協議会が行った「公文書館専門職員実態アンケート調査」がある。このアンケート結果では、地方公文書館における専門職員の非正規率が58.2%であった。よって、実際の職員数を考えると、非常勤の認証者はやや少ないのかなという印象を持った。一方で、認証アーキビストを取得した方の半数近くが非常勤職員であるという調査結果は、社会的にインパクトのある結果と言えると思う。
- ・また、問28「年収（諸手当、賞与を含んだ額面）」では、300万円未満が全体の3分の1に上っている。問4「最終学歴」では、博士課程・修士課程を修了した方が多くいるにもかかわらず、この年収額というのはかなり問題があると思う。非正規雇用のみ回答した問25「問17から問24までの雇用形態（身分、雇用契約期間、勤務日数、勤務形態等）の満足度」については、56.1%が「やや不満」、「不満」と回答している。このような現状では、今後アーキビストを目指す方が増えていかないのではないか、という課題が見えてくる。本調査結果は、アーカイブズ界はこのような現状であるということを、世間一般に知っていただくことができる基礎データになると思う。
- ・アーキビストの職務は様々であり、特に古文書に関わる業務に携わる方は多いと思う。古文書の業務は行政職が担うことが難しいため、おおむね専門性を認められている場合が多く、館独自にアーキビストとして常勤職の採用を確保している機関も少なくない。一方で、歴史公文書に関わる業務に携わっている方の数は、問15「職務基準書に定める職務のうち、どれを行っていますか」の「評価選別」や「利用に係る審査」などの業務に携わっている方の数から見ると、恐らく70名弱ではないかと思う。こちらの業務は、常勤であれば行政職の配置が多い印象があるが、非常勤職員が担っている機関もたくさんある。これは要望であるが、問15については、問17「雇用形態（身分）」の常勤・非常勤とのクロス集計が必要ではないかと思っている。クロス集計を行うことで、それぞれ従事している職務と雇用形態の区別が見えてくるのではないかと思う。できれば、このような集計結果も出していただきたい。

○司会

- ・認証アーキビストを対象とした調査自体が初めての取組であり、さらに分析が必要ではな

いかとのご意見をいただいた。さらにご発言されたい方がいればお願いしたい。

○認証アーキビストD

- ・地方公共団体の文書館では、専門職の採用はなかなか難しい。専門職がいなくとその組織が成り立たないということがないため、資格を持った人や、大学・大学院などで学んできた人があるにも関わらず、採用の機会がなかなか無い状況である。自分自身も、公務員になったあと、日本史を学んでいたのでもたまたまお誘いいただいて、現在アーカイブズ機関に勤めている。当館では、そういった職員が50代、60代近くになってきており、今後どうするのかという問題がある。
- ・また、評価選別などの業務を、資格を持った人ではなく、行政の一般職員が行っている状況である。地方自治法があり、国や国立公文書館が言ったから専門職を置かなければならない、というものでもないが、何か専門職の配置を進める突破口になるものがないものかと思っている。

○司会

- ・専門職員の採用が難しいという自治体側の現実があるとのことのご発言であった。
- ・他にご意見のある方はいないか。手が挙がらないようなので、地方自治体のアーカイブズにお勤めのEさんから、ご感想をいただきたい。

○認証アーキビストE

- ・本調査は、非常に面白い調査結果であったと思った。最初に読んだときの印象は、地方自治体における正規・非正規雇用の比率が半々であり、思っていたよりも差がないということであった（問17「雇用形態（身分）」）。また、問46「今後、認証アーキビストの更新にあたり、懸念事項や問題はありますか。」では、Aさんも言われていたが、異動などによる更新の機会や場の問題があると思った。
- ・今回、正規・非正規雇用という観点から調査されたと思うが、実際にこの中には専門職として勤務されている方がどのくらいいるのか。正規雇用されていても専門職として成り立っていない状況なのではないかと思う。
- ・そのような中で、更新の際には異動などがあっても「認証アーキビスト」として専門性を維持することが重要になってくる。調査研究実績の公表の場について、問39「アーカイブズに係る調査研究実績を公表できる媒体や機会はありますか。」の回答では、約90%の方が「ある」と回答しているが、実際には研究や執筆する時間の確保の問題がある。同じように研修受講の機会や場については、問36「アーカイブズに関する研修会・研究会を受講する場合にどのような問題がありますか。」の回答において、「時間的に厳しい」、「近隣での研修会・研究会がない」の回答が多かった。問36は、問11「勤務先機関の分類」とクロス集計されているが、本人がどの地方にいるかによって機会や場の有無はかなり異なってくると思う。自分自身も、過去に近隣で研修会がない、参加したくても研修へ派遣してもらえないことがあり、自費で参加した経験がある。問36の回答では、「勤務先から研修会・研究会へ派遣される立場にない」が約16%であった。国立公文書館においてもこの調査結果をもとに、地方の方がより参加しやすい研修の場をご検討いただけたらありがたいと思う。

○司会

- ・実際の専門職の立場から、調査研究実績の公表の場や研修の場が必要とのお話であった。
Aさんからも、アーカイブズに係る場や機会を拡充すべきというお話があった。
- ・このような中で、先日、(仮称)「認証アーキビストが一堂に会する会」の開催について有志の方から呼びかけがあったところ。最後に、有志の一人である櫛原直樹さんから、この呼びかけの趣旨についてご説明いただきたい。

○櫛原直樹（JCA2020017、東京都公文書館）

- ・先日、国立公文書館にご協力いただき、(仮称)「認証アーキビストが一堂に会する会」実行委員会委員募集の呼びかけ文を送らせていただいた。
- ・現在 247 名いる認証アーキビストの方々の中には、自分のように自治体アーカイブズに勤務する方以外にも、多様な職場で様々な業務に従事されている方もおられる。
- ・日本初の公的資格である認証アーキビストの存在価値を高め、この国のアーカイブズを盛り上げていくためにも、皆さんがお互いを知り、交流を深め、情報・意見交換、研修等を通じて出会う新たな場として、(仮称)「認証アーキビストが一堂に会する会」の実現を、国立公文書館の協力を得ながら目指していきたい。
- ・呼びかけに対して、現在までに4名の方から参加の意思表示があった。呼びかけ文では締切りを9月20日までとさせていただいたが、それ以降も参加希望があれば受け入れたい。
- ・10月27日（木）に全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会のオンライン交流会の一つとして「認証アーキビストの集いを！」を開催する予定であり、実行委員会の活動紹介や「一堂に会する会」の内容等についても、一緒に考えていきたい。
- ・認証アーキビストの皆さんに、今後の私共の活動に注目、関心を寄せていただきたい。

○司会

- ・まだまだ議論すべき点が多々あると思うが、当初の予定時間を越えているため、本日はこれで終了したい。

以上